

画像資料使用申請 要項

(令和7年3月21日 現在)

福井県立美術館が所蔵する作品の画像資料の利用を希望する場合、以下の要項をご確認ください。

【教育利用について】

改正著作権法第35条により、国内の学校その他の教育機関(非営利に限る※1)が授業の過程で対面授業を直接受ける者に対して使用する際、必要と認められる限度において無許諾、無申請での使用が可能です。

ただし本要項の「1 貸出条件」(1)、(2)、(7)の条項を遵守ください。

著作権保護期間が終了したパブリックドメイン等の作品は、当館公式ホームページのコレクションの画像から自由にダウンロードできます。なお、より詳細な画像が必要な場合、もしくは画像の掲載がない著作権保護期間中の作品(※2)については画像使用申請書(教育利用)(別紙2)をご提出ください。



※1 非営利目的で設置された教育機関に非該当例

営利目的の会社や個人経営の教育施設、専修学校または各種学校の認可を受けていない予備校・塾、カルチャーセンター、企業や団体の研修施設。

※2 著作権保護期間中の作品で、以下の使用はすべて適用外のため、通常の許諾申請書(別紙1)の提出が必要です。

職員会議、オンライン授業、オンライン公開研究会、オープンキャンパスの模擬授業、行事配信、教科書・デジタル教科書・営利目的の拡大教科書への掲載、営利目的の試験への複製・公衆送信等。



職員会議(要申請)



オンライン授業等(要申請)



オープンキャンパスの模擬授業(要申請)

1 貸出条件

(1) 表示

使用目的物には、必ず作家名、作品名、所蔵先名(「福井県立美術館」※英語表記の場合 Fukui Fine Arts Museum)を記載してください。

(2) 作品の部分使用やトリミング

画像を、作品および作者の名声・イメージを傷つける方法で利用することはできません。作品は同一性保持権により作品全体(額縁、表装のトリミングは可)の利用が不可欠ですが、やむを得ず部分使用をする場合は「部分」と明記し、なるべく全体図も掲載してください。

(3) 見本のご提出

画像を利用する場合、印刷物等の利用目的物の見本、または利用実態がわかる利用目的物を1部ご提出ください。複数回にわたり使用する場合は都度ご提出ください。

(4) 著作権

該当作品が著作権保護期間にある場合、申請者ご自身が著作権所有者に許諾を得る必要があります。

(5) 紛失および破損

ポジフィルムを紛失または破損した場合、その損害を弁償していただきます。

(6) 貸出料

無料とします。

(7) 禁止事項

当館は、本サイトに掲載された情報を利用した以下の各号のいずれかに該当する行為または該当する行為を禁止します。

- ① 当館の承諾を得ることなく、画像、映像、テキストその他のコンテンツを、無断で複製、貸与、送信および送信可する行為
- ② 当館またはその他の第三者に対する詐欺または脅迫行為
- ③ 当館またはその他の第三者を誹謗中傷、または信用を傷つける行為
- ④ 第三者に成りすまし、画像を使用する行為
- ⑤ 法令あるいは公序良俗に反する行為、またはその恐れのある行為
- ⑥ その他、当館が不適切と判断する行為

2 貸出使用規約

(1) 使用の申込（教育外利用）

画像使用申請書（別紙1）に記入の上、提出してください。再版の場合は再申請してください。

(2) 使用の範囲

画像は、申請書に記載された申請者、使用目的、使用期間等に限定して利用することができるものとします。貸出原板の返却（ポジフィルムの場合）または破棄（デジタルデータの場合）は使用後速やかに行ってください。

(3) 利用の制限

画像を、申請書に記載された利用目的以外の目的、公序良俗に反する目的、その他違法な目的に利用してはなりません。利用目的等によっては貸出できない場合があります。

3 申請書類

以下の書類を画像使用希望日の2週間前までにご提出ください

- (1) 画像資料使用申請書
- (2) 企画書
- (3) 著作権者の承諾書の写し（著作権がある場合）
- (4) 申請者宛て返信用レターパックプラス（ポジ、データ CD にて希望の場合）

※レターパックプラスなど追跡が可能で対面受取ができる郵送方法をおすすめします。

4 提出先

○メールにて提出の場合 finearts@pref.fukui.lg.jp まで

タイトルに「画像資料使用申請」とご記載ください

○郵送にて提出の場合

〒910-0017

福井県福井市文京3丁目16-1 Tel 0776-25-0452 FAX 0776-25-0459

福井県立美術館 画像貸出担当 宛